

令和 3 年 11 月 19 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	7
委員長報告	8
管理者提出議案の報告	10
管理者の挨拶	10
一般質問	12
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
発言の取消し	44
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
閉 会	54

秩広組告示第59号

令和3年第3回（11月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年11月12日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和3年11月19日（金）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和3年11月19日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和3年11月19日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 委員長報告
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第13号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第14号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第15号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第16号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第17号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第13 議案第18号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）
- 第14 委員会提出議案第1号 秩父広域市町村圏組合議会傍聴規則の全部を改正する規則

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	赤岩秀文	議員
5番	木村隆彦	議員	6番	本橋貢	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	10番	関根修	議員
11番	林豊	議員	12番	四方田実	議員
13番	新井利朗	議員	14番	染野光谷	議員
15番	高橋耕也	議員	16番	猪野武雄	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

北堀篤	管 理 者
大澤タキ江	副 管 理 者
富田能成	理 事
石木戸道也	理 事
森真太郎	理 事
引間正人	監 査 委 員
富田豊彦	事 務 局 長
根岸仁	会 計 管 理 者
町田進	消 防 長
小茂田浩	総 合 調 整 幹 兼 長
柴岡康夫	消 防 署 長
柳井戸直樹	水 道 局 長
野澤好博	事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長
原島健	事 務 局 次 長 兼 一 所 兼 長
黒沢敬三	事 務 局 技 術 監 兼 生 長
	事 務 局 技 術 監 兼 生 長
	消 防 本 部 次 長 兼 監
	消 防 本 部 次 長 兼 監

山	中	寛	美	専 門 員 兼 警 防 課 長
中	村		智	水 道 局 次 長 兼 西 秩 父 事 務 所 長
古	屋	敷	光 芳	水 道 局 次 長 兼 経 営 企 画 課 長
新	井	伴	明	水 道 局 技 監 兼 浄 水 課 長
濱	田	雅	之	契 約 検 査 課 長
関	河		緑	福 祉 保 健 課 長 兼 会 計 課 長
町	田	み	どり	業 務 課 長
加	藤	好	一	総 務 課 長
新	井		守	予 防 課 長
黒	沢	武	徳	指 揮 統 制 第 2 課 長
田	卷	政	利	工 務 課 長
千	島		武	大 滝 ・ 荒 川 事 務 所 長
浅	見		修	横 瀬 事 務 所 長
井	上	昌	行	皆 野 ・ 長 瀬 事 務 所 長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書	記	長
横	田	真	一	書		記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（浅海 忠議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（浅海 忠議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（浅海 忠議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の任期満了に伴い、新たに組合議会議員になられました高橋耕也議員、猪野武雄議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 朗読いたします。

15番 高橋 耕也 議員 16番 猪野 武雄 議員

以上です。

議長（浅海 忠議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（浅海 忠議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

15番 高橋 耕也 議員

16番 猪野 武雄 議員

1番 上林 富夫 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（浅海 忠議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（浅海 忠議員） 次に、諸報告を行います。

まず、常任委員会委員の選任及び特別委員会委員の選任についてご報告いたします。

小鹿野町から新たに選出された2名の議員については、委員会条例第5条第2項の規定により、議会閉会中に議長において、高橋耕也議員を総務常任委員会委員に、猪野武雄議員を厚生衛生常任委員会委員に選任したので、ご報告いたします。また、高橋耕也議員を議会改革調査研究特別委員会委員に選任したので、ご報告いたします。

なお、総務常任委員会委員長が欠員であります。次の休憩中に第3委員会室において委員会を開催し、委員長を互選いただき、その結果を議長まで報告願います。

次に、管理者から指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

(引間正人監査委員登壇)

引間正人監査委員 おはようございます。監査委員の引間でございます。まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しました例月出納検査の結果につきまして説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億4,891万8,933円、水道事業会計の残高は44億8,698万7,743円であることを確認いたしました。

続きまして、決算審査につきましてご報告申し上げます。令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び政令で定める証書類等について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき決算審査を行い、意見書にまとめました。意見書につきましては、後ほどご高覧賜り、参考としていただければ幸いに存じます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施しました定例監査の結果につきまして、ご説明申し上げます。

去る10月21日に、令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等について監査を実施したものでございます。今年度は、消防本部の総務課、指揮統制第1課及び第2課、秩父消防署の本署、水道局の工務課、大滝・荒川事務所を対象としました。監査の方法は、各課所に対して、あらかじめ監査資料の提出を求め、監査当日に所属長から説明を聴取する方法でございまして、各施設での実地監査も実施いたしました。その結果、各事務事業は、関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認めました。

なお、提案事項等を含めた詳細につきましては、お手元に配付されております定例監査結果報告書を御覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

議長（浅海 忠議員） 以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

議長（浅海 忠議員） 次に、議会閉会中の審査事項として各常任委員会に付託されております所管事務調査についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

まず、本橋貢総務常任委員会副委員長。

（総務常任委員会副委員長 本橋 貢議員登壇）

総務常任委員会副委員長（本橋 貢議員） 皆さん、おはようございます。組合議会7月定例会において、閉会中の継続審査として本委員会に付託されております総務常任委員会の所管事務調査について、現在総務常任委員会委員長の席が欠員となっておりますので、副委員長であります私からご報告を申し上げます。

調査の実施日につきましては、9月28日の1日で、調査内容としては高機能消防指令センターの運用状況、はしご付消防自動車の運用状況、ドローンの活用状況、さらには秩父消防本部庁舎仮眠室・シャワー室改修工事の状況について、各施設及び車両等が配備された秩父消防本部において稼働状況を確認するとともに、聞き取りによる調査を実施いたしました。

本調査により、導入された設備等の運用状況及び課題点等が把握でき、今後の議会活動において大変有益となるものでございました。

なお、これらの調査の内容については、11月12日開催の秩父広域市町村圏組合議会全員協議会において報告し、議員各位とも情報を共有していることを申し上げまして、総務常任委員会所管事務調査の報告といたします。

議長（浅海 忠議員） 報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、木村隆彦厚生衛生常任委員会委員長。

(厚生衛生常任委員会委員長 木村隆彦議員登壇)

厚生衛生常任委員会委員長(木村隆彦議員) おはようございます。組合議会7月の定例会において、閉会中の継続審査として本委員会に付託されております厚生衛生常任委員会の所管事務調査についてご報告を申し上げます。

調査の実施日につきましては、9月29日の1日で、調査内容としては令和元年度の台風19号により被災した別所浄水場西側法面の災害復旧法面工事の施工状況、別所浄水場から小鹿野方面への送配水に係る施設整備工事の状況、さらには西秩父事務所が所管する廃止予定の浄水場について、それぞれ現地にて担当者からの説明を受けるとともに、聞き取りによる調査を実施したものでございます。

本調査により、水道広域化に係る計画に基づき、各事業が適正に進められていることが把握でき、今後の議会活動において生かすことができる大変参考となるものでございました。

なお、これら調査の内容については、11月12日開催の秩父広域市町村圏組合議会全員協議会において報告し、議員各位とも情報を共有していることを申し上げまして、厚生衛生常任委員会委員長報告といたします。

議長(浅海 忠議員) 報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、議会閉会中の審査事項として議会改革調査研究特別委員会に付託されております秩父広域市町村圏組合議会の組織、運営等に関する調査研究についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

黒澤克久議会改革調査研究特別委員会委員長。

(議会改革調査研究特別委員会委員長 黒澤克久議員登壇)

議会改革調査研究特別委員会委員長(黒澤克久議員) おはようございます。議会改革調査研究特別委員会委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております議会の組織、運営等に係る調査研究の経過につきまして、ご報告申し上げます。

委員会は、8月5日、9月28日の2回開催し、7月議会定例会において中間報告いたしました秩

父広域市町村圏組合議会傍聴規則の見直しについて、引き続き協議をいたしました。

協議内容としては、秩父市議会においても傍聴規則の見直しがされ、時代に即した内容へ9月定例会にて改正されましたが、現在組合議会を秩父市議場において開催していることもあり、内容の調整を行った後、組合としての傍聴規則改正案の取りまとめをしたものです。

改正内容としては、昭和45年に秩父広域市町村圏組合発足時に制定されたままの内容であったことから、時代に即した表現に調整することや、携帯電話等の電子機器が普及する現在において、その取扱いを明文化するとともに、組合議会がより一層開かれたものとするため、児童及び乳幼児においても議場へ入ることができるようにしたものです。

なお、これらの改正案をこの後委員会提出議案として提出する運びとなりましたので、ご報告申し上げます。

当委員会は、今後も一層開かれた議会とするため、引き続き調査研究を重ねていくことを申し上げます。委員長報告といたします。

議長（浅海 忠議員） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時21分

議長（浅海 忠議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会において委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長 高橋 耕也議員

以上のおりであります。

○管理者提出議案の報告

議長（浅海 忠議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（浅海 忠議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議員の皆様、こんにちは。浅海議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと存じます。本日ここに秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、このたび10月に行われました小鹿野町議会議員選挙に伴いまして、小鹿野町議会から新たに高橋耕也議員と猪野武雄議員が組合議員となりました。また、高橋議員には総務常任委員会委員長もお務めをいただくということでございます。お二人には、本組合事業の推進に当たりましてご指導をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして触れさせていただきます。秩父消防本部において感染症の疑いのある救急搬送事案につきましては、昨年1月から本年10月末まで213件発生をしており、多い月では30件を超える搬送事案がございました。これも全国的な感染者数の減少に伴い、落ち着いてきているところでございますが、引き続き感染防止対策には万全を期してまいりたいと思っております。

加えて、ワクチン接種につきましては、秩父地域の1市4町と秩父郡市医師会の協同により取り組んでまいりました。これにより、12歳以上の住民の方の2回目の接種率も全ての市、町で8割を超え、国、県の接種率を上回っております。圏域住民皆様のご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。引き続き3回目の接種に当たりましても、秩父地域が一体となって進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案をいたしました議案の概要について説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は6件でございます。

まず、議案第13号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得たいため提出するものでございます。

次に、議案第14号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関連する条文を改正したいものでございます。

次に、議案第15号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の期末手当の支給割合を改正したいものでございます。

次に、議案第16号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体への公金の納付に電子マネー等の幅広い決済手段の導入を目的に、地方税法等の

一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、関連する条文を改正したいものでございます。

次に、議案第17号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましては、歳入では令和2年度一般会計歳入歳出決算に伴う繰越金の補正等、歳出では職員の人件費補正を行いたいものでございます。

次に、議案第18号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）につきましては、負担金、委託料、建設改良費の追加計上及び建設改良費等の変更に伴う消費税及び地方消費税還付金の追加計上に係る補正を行いたいものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当者から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

各市、町の12月定例議会、また年末を控え、何かとお忙しい時期となっておりますが、議員の皆様には健康に十分にご留意をいただき、ご活躍いただきますよう心からご祈念申し上げまして、管理者としてのご挨拶に代えさせていただきます。

以上でございます。

○一般質問

議長（浅海 忠議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いをいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

3番、黒澤秀之議員。

（3番 黒澤秀之議員登壇）

3番（黒澤秀之議員） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、本日はお忙しい中、そしてコロナ禍のさなか、お越しをいただきまして誠にありがとうございます。改めまして、3番、秩父市議会の黒澤秀之でございます。本日は、一般質問、私だけでありますけれども、今日もこの秩父地域、誰もが住んでいてよかったと思えるような秩父地域を目指すために一般質問頑張ってまいりたいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問に入りたいと思いますが、今回も議長のお許しを得まして、一般質問の要旨を分かりやすくするために、補足資料を皆さんにお配りをさせていただいております。議長のお許しを得ていることをあらかじめご報告させていただきます。

それでは、今回の一般質問、前回の広域議会第2回定例会に引き続きまして、水道事業について

お伺いをさせていただきます。まず、(1)の水道広域化基本計画の時点修正における変更点についてお伺いをさせていただきます。前回広域議会第2回定例会では、これまでの秩父地域における水道事業広域化の変遷について触れ、秩父地域における水道事業は埼玉県下でも一番古く、先人が残した水道事業を後世にもしっかりと受け継ぐ過程において、秩父地域の水道事業が広域化されたこれまでの経緯を確認させていただいております。広域化された水道事業については、今後の人口減少に伴う給水量の減少を鑑み、維持管理に係る経費を最小限にとどめ、安全で安定した安価な水道供給事業を継続していくことが極めて重要であり、そのためには最終到達目標である県内水道一本化の早期実現を果たすため、秩父地域における政治力を結集し、対応していかなければならない現状について確認をさせていただいたところであります。

今回の一般質問についてですが、まずこの7月に改定されました秩父地域水道事業広域化基本計画について、その内容を伺うものであります。改めてであります、秩父地域水道事業広域化基本計画につきましては、平成28年度から令和7年度までの10年間を対象とした水道事業広域化の具体的な方策を定めた計画でありまして、令和3年度、今年ちょうど5年が経過したことを受け、経済状況や社会動向を加味した時点修正が実施されたものであります。既に広域組合のホームページ等にもその内容は掲載されているところでございます。

そこで、早速具体的な質問に入りますが、(1)、本年7月に改定されたこの秩父地域水道事業広域化基本計画における変更点、私の一般質問補足資料では開いて左側になりますけれども、図を載せさせていただいております。赤い字で質問する場所を載せてありますので、見ていただければと思いますが、まずアとして国庫補助要件の変更について、それからイ、事業費の変更要因、333億円が259億円に圧縮というふうに書いてありますが、この辺について、それからウといたしまして橋立浄水場の整備内容変更について、エとして姿見山配水池関連整備内容の変更について、オとしてミューズパーク配水池、ポンプ場の整備内容変更について、カとして皆野第1配水池の整備内容変更につきまして、より具体的な内容をお伺いするものでございます。

次に、(2)の質問ですが、国、県への要望活動についてお伺いさせていただきます。まず、アとして、埼玉県水道広域化推進プラン、埼玉県水道整備基本構想の改定対応について伺います。広域化のさらなる推進のため、平成31年3月に総務省、厚生労働省より、各都道府県に対しまして水道広域化推進プラン策定マニュアルが公表され、令和7年度末までに各都道府県は水道広域化推進プランの策定が必要となっております。策定に当たり、水道広域化推進プランの基本的な考え方として、策定に係る体制については、都道府県の市町村財政担当課、水道行政担当課、水道事業を営んでいる企業局等、関係部局が連携して検討を行うことが重要であることから、関係部局の連携体制を構築すること、また都道府県は実効性がある水道広域化推進プランを策定し、小規模な事業等も含め、区域全体として持続可能な枠組みとなるよう調整を図ることが求められているため、水道事業者である市町村などを対象に広域連携に係る意向調査、情報の共有や定期的な意見交換など

の取組を積極的に行う必要があること、その際必要に応じて関係市町村等の水道担当部局だけでなく、企画財政担当部局等とも連携を行うこととされております。私の参考資料では、開いていただいた右側上段の資料が埼玉県に対し、国からの要請内容の概略となっております。そして、下段の資料が策定要請が出されたものに対する昨年、令和2年9月30日時点の各都道府県の水道広域化推進プラン策定状況であります。赤枠でお示ししたところが埼玉県でありまして、これを見ますとどれも未着手という状況であり、現在埼玉県は取組を進めているといった状況であります。

アの質問に入りますが、埼玉県におけるこの一連の水道広域化推進プラン、埼玉県水道整備基本構想の改定策定に対しまして、秩父広域市町村圏組合水道局としてこれまでの対応についてを伺うものであります。

次に、(2)、イの質問であります。国、県に対する具体的な要望活動の進捗についてお伺いをさせていただきます。今年の2月、令和3年秩父広域市町村圏組合議会第1回定例会における私の一般質問の答弁において、2月2日に開催した組合理事会で県内水道一本化の早期実現に向けて、埼玉県知事宛てに要望書を提出する方向で協議を開始した旨の管理者答弁がございました。また、今年7月の第2回定例会においては、埼玉県との調整の中で協議を重ねてまいりたいとの考えであるという答弁をいただいたところであります。

そこで、(2)、イの質問といたしましては、現在の具体的な要望書の内容及び要望期日について伺うものであります。(2)のアの質問でお示しをしたとおり、埼玉県ではまさに今、今後の水道広域化推進プラン、埼玉県水道整備基本構想の改定を進めているところであり、期を待たずしてタイムリーに要望していくということが極めて重要であると考えますが、当局の見解をお伺いするものであります。

次に、(3)の質問といたしまして、先進自治体に学ぶ水道事業運営基盤強化について伺います。まず、アの新秩父ミュージズパーク配水池からの配水管を利用した小水力発電の可能性についてお伺いをさせていただきます。全国には、水道管を流れる水道水を利用して小水力発電機を設置し、CO₂の削減や電力を地産地消するといった取組を行っている自治体がございます。新秩父ミュージズパーク配水池から小鹿野町側への配水については、その地形を活用して自然流下において配水することとなっておりますが、全国の先進自治体を参考に新設する新秩父ミュージズパーク配水池からの配水管を活用した小水力発電の可能性についてお伺いをするものであります。

ちなみに、私の参考資料については、裏面になりますが、上段、福島市水道局の事例を参考に掲載させていただいております。

次に、イのスマート水道メーターの導入による業務の効率化について伺います。こちらも先進自治体の事例を基にご提案をする内容でございます。現在水道施設の点検、維持管理面は、人の手に大きく依存しているため、秩父地域のような地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているのが実態であります。また、災害時には漏水箇所の特定に時間を

要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっております。スマート水道メーターの導入により、業務の効率化、運営基盤強化が図れるものと思われませんが、当局の見解をお伺いするものであります。

同じく資料ですけれども、下段に豊橋市上下水道の事例を載せさせていただいております。

この2つの先進自治体に学ぶ水道事業運営基盤強化におけるア、イの事例提案につきましては、アの水道施設配水管を活用する小水力発電につきましては、環境省における上水道システムにおける省CO₂促進モデル事業補助金、イにつきましてはスマート水道メーターの導入による業務の効率化であります。厚労省における水道事業のIoT活用推進モデル事業補助金がございます。国による支援をいただける事業となっていることを付け加えさせていただきます。

以上、壇上におきましては、水道事業について大きく3つについて質問させていただきました。追加の質問は、質問席にてお伺いをさせていただきます。当局の前向きな答弁をお願いいたします。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 3番、黒澤秀之議員のご質問、大きい項目1番の水道事業について順次お答えをいたします。

初めに、（1）、水道広域化基本計画の時点修正における変更点のア、国庫補助要件の変更でございますが、厚生労働省では水道事業の広域化を推進するため、平成22年度より広域化に対する補助制度を創設し、平成27年度より当組合が申請を実施している生活基盤施設耐震化等交付金が創設されました。一方で、今回、時点修正を行いました秩父地域水道広域化基本計画は、当該交付金創設前の平成26年度に策定をされたもので、予定した交付限度額の計画方針に差異が生じてございました。このため、当初計画において運営基盤強化等事業として予定していたものの中に、事業実施時点及び今回の計画の見直しに合わせて広域化整備事業として実施メニューを変更した事業がございます。

なお、これらに該当する事業といたしましては、各市、町における基幹送配水管の整備事業及び樋口配水池の築造関連の事業などが該当いたします。

次に、イの事業費の変更要因でございますが、平成26年度の当初計画策定時においては、平成28年度から令和7年度までの10年間における広域化事業全体事業費333億円を予定してございました。このたびの計画の修正に合わせ、平成28年度から令和2年度までの実績額96億円、それと令和3年度から令和7年度まで予定した事業費163億円、これを合わせまして259億円、当初計画から比較をいたしますと、およそ74億円減少する見込みとなっております。この減少の要因といたしましては、令和元年度に開催いたしました水道事業経営審議会より答申されました料金改定率17.91%を基に予定される料金収入額を試算しまして、財政シミュレーションを行い、令和3年度から令和7年度

までの間に可能となる建設投資額を算出、事業実施時期の見直しを行ったことによるものでございます。

次に、ウの橋立浄水場の整備内容変更でございますが、橋立浄水場の整備工事は、一連の老朽化した施設を年度ごとに計画されているスケジュールに基づきまして更新工事を実施しているものでございます。工事対象となっている主な施設につきましては、橋立取水場の一部とその導水管、浦山第1、第2ポンプ場の施設及び導水管、橋立浄水場着水井、薬品沈殿池が2池、急速ろ過池が10池、場内の配水池が3池、影森配水池などがございますが、建設場所等も含めて特に大きな内容変更はございません。したがって、今回の見直しの中では実勢価格への修正が主なものでございます。

次に、エの姿見山配水池関連整備内容の変更でございますが、当初、山口浄水場は更新する予定でございましたが、管網解析により姿見山配水池から山口浄水場の配水区域へ配水することが可能であるという結果が得られましたので、山口浄水場を廃止することといたしました。このことにより、廃止予定だった森下浄水場を存続する計画へ変更してございます。また、姿見山配水池の建て替えでございますが、当初は既存配水池の耐震補強工事を予定しておりましたが、耐震診断と地質調査の結果、耐震基準を満たさないという結論となり、新たに築造することといたしましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、オのミューズパーク配水池関連の整備内容の変更でございますが、施設や設備の変更としては、主に次の2つでございます。1つ目は、現在の小鹿野低区配水池の更新を取りやめ、送配水ポンプ場のみを整備することとしたもの、2つ目は停電時でも送水を継続できるよう、ミューズパーク送水第1ポンプ室及び第2ポンプ室に非常用自家発電設備を整備することとしたものでございます。また、大きな変更というものではございませんが、当初計画時には未確定であった施設の位置が確定したため、各種の施工条件が決定いたしました。それに対応した対策工事等も反映してございます。

次に、カの皆野第1配水池の整備内容変更でございますが、当初計画では秩父市黒谷付近に日量7,800立方メートル送水可能なポンプ施設、それとポンプ井を建設するという計画でございましたが、秩父市内の管路整備を実施することにより、皆野第1配水池への直接送水が可能となることから、ポンプ施設の建設を取りやめすることといたしました。

次に、(2)の国、県への要望活動の中のア、埼玉県水道広域化推進プランの対応についてお答えいたします。埼玉県における水道広域化推進プランにつきましては、平成23年に埼玉県が策定した埼玉県水道整備基本構想、埼玉県水道ビジョンの中に広域化のシミュレーションや推進方針等が一部明記されており、この水道ビジョン改定時からこれまでの間、広域化について県内各団体と協議してまいりましたが、将来的な広域化の必要性につきましては一定の理解が得られているものの、経営に対する危機感などに温度差がございまして、調整が大変厳しい状況であると伺ってございます。

また、平成30年12月に事業統合を前提とした広域化に加え、資材の共同購入や電算システムの共有化といった他の事業者との事業連携による基盤強化という考え方が厚生労働省より示されました。このことによりまして、埼玉県では県内の各水道事業者から個別に聞き取りを行い、それぞれの現状や意向を反映する形で水道広域化推進プランを踏まえた埼玉県水道ビジョンへの改定を行い、今後は広域化に加え、広域連携の推進にも努めていくと伺っております。

水道局としてのこれまでの対応でございますが、埼玉県主催の広域化全体会議は毎年2回開催されておりまして、埼玉県及び県内水道事業者が一堂に会して意見共有を図っております。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、開催されませんでした。平成30年度、それと令和元年度におきましてはこの全体会議の中で講演の機会をいただき、広域化の事例や課題等について助言を踏まえてお伝えすることで、微力ながら埼玉県と協力して広域化の推進に努めてまいりました。今年度は、埼玉県からの聞き取り調査など、具体的な対応はまだございませんが、今後関係機関との調整を含め、引き続き当組合の意見などを伝えていきたいと考えております。

次に、イの具体的な要望活動の進捗でございますが、埼玉県への要望について、令和3年2月、5月、7月の理事会、そして今月11月の理事会でご審議をいただき、各理事からのご意見に基づきまして文言等の調整をさせていただいております。原案の要望内容でございますが、2つの柱で構成され、1つ目が10年間とされている広域化補助金の期間延長、2つ目が県内水道一本化の早期実現でございます。

今後のスケジュール感といたしましては、知事と各理事の日程を確認させていただきまして、本年度内の提出に向け、調整を進めたいと考えております。

次に、(3)、先進自治体に学ぶ水道事業運営基盤強化のア、新秩父ミュージックパーク配水池からの配水管を利用した小水力発電の可能性についてお答えいたします。現在計画している下吉田地区、小鹿野地区への配水計画では、新秩父ミュージックパーク配水池から減圧槽を通し、配水する計画となっております。この配水池は、3,000立方メートルの設計となっております。久那地区、ミュージックパーク公園内、田村地区、下吉田、それと小鹿野町へ安定的に配水できる容量となっておりますため、減圧槽は100立方メートルで設計しております。先日視察をいたしました東部地域広域水道企業団に発電施設を設置している大月の企業に確認をいたしましたところ、減圧槽が小さいため、発電機が動いたり止まったりする間隔が短く、効率的な発電が難しいため、採算が取れるのは19年目となるだろうという試算をいただきました。機械の耐用年数は20年でオーバーホールが必要ということと、事業化につきましては七、八年程度で利益が出るのが理想、遅くとも13年以内で利益が出ない場合は導入が難しいとのことですので、この場所での設置は厳しい状況と判断しております。

次に、イのスマート水道メーターの導入による業務の効率化についてでございますが、スマート

水道メーター導入による効果は、指定した時刻や間隔で検針値等のデータを遠隔操作で受信でき、これまで苦慮していた現場等に向かわなくても取得できるようになります。また、現在の検針頻度は2か月に1度の検針でございますが、例えばデータの取得間隔を1日単位にも設定できるため、毎日の使用状況を確認できるようにもなります。これによりまして、漏水の早期発見や水道使用の有無から見守りサービスへの活用が期待され、現在東京都、大阪府、横浜市等の大規模水道事業者が導入を進めている先端技術でもございます。

当組合においても、通信能力の確認のため、令和2年度に試験的設置をしておりますが、スマートメーターの購入費用が现阶段では既設のメーターに比べて高額となることから、他の水道事業者や各メーカーの動向を注視してまいりたいと考えてございます。

なお、議員ご指摘のとおり、スマート水道メーター導入に伴う整備費の3分の1を交付する補助制度がございますので、購入コストと検針委託費等を比較しまして、導入効果も含め、総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 答弁いただきました。順次追加の質問をさせていただければと思います。

まず初めに、（1）から伺わせていただきます。水道広域化基本計画の時点修正について、変更点、アからカまで教えていただきましたけれども、アとイにつきましては、イのところはちょっと置いておきまして、アのところは国の補助金制度ですから、それが変わったことによって付け替えをしたということですから、了解いたしました。

ちょっとイは飛ばしまして、ウからカ、これは施設の整備内容の変更ということなのですが、実際にこれをやったときの効果についてどのようなものがあるかお伺いさせていただきます。

議長（浅海 忠議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 黒澤議員の再質問に順次お答えをいたします。

水道広域化基本計画の時点修正における効果について、まずウの橋立浄水場につきましては緩速ろ過池を急速ろ過池に変更する効果についてご説明をさせていただきます。緩速ろ過方式は、ろ過砂に原水をゆっくり通過させ、微生物処理によりまして浄水をつくる方式でございますので、大雨等により原水が高濁度となった場合には、砂表面が目詰まりを起こしまして、ろ過流量の低下、それと透明度の確保が難しくなります。しかし、急速ろ過方式であれば高濁度の原水を薬品沈殿池において前処理することにより、急速ろ過池の能力に見合った運転を継続することが可能となりますので、水道水の安定供給が確保されます。

また、現時点までに実施した更新工事の中で、橋立及び浦山の取水場に監視カメラを新たに整備したことにより、事務所内からモニターによる現場の監視ができるようになりまして、施設への巡視回数を削減することができました。

次に、エの姿見山配水池関連整備内容の効果についてでございますが、山口浄水場は毎年春先から夏にかけて水源が深刻な渇水状態となりまして、その期間は他の水系から送水して断水を回避してまいりました。計画の時点修正により、姿見山配水池から配水することで渇水問題が解消でき、安定した給水が行えます。

山口浄水場と森下浄水場の施設能力を比較した場合、山口浄水場が日量1,760立方メートルに対しまして、森下浄水場は日量144立方メートル、10分の1以下の規模のため、森下浄水場を存続させたほうが施設更新費が安価になります。さらに、配水管の山越えリスク回避や横瀬町の重要施設である道の駅果樹公園あしがくぼに安定した水道水の供給が確保されます。

また、姿見山配水池建て替えてございまして、耐震改修等を実施しながら長寿命化を図りたいと考えておりましたが、耐震改修には基礎地盤の改修、仮設配水池の設置等の必要がございまして、新設費用と比較し、高額になるため、配水池の新設という判断をさせていただいたところでございます。

次に、オのミューズパーク関連整備での効果でございますが、小鹿野低区配水池の更新を取りやめたことにより、同規模の配水池を整備する場合の費用が削減できたものと考えます。また、これ以外でも施設の廃止により施設数を削減することができるため、事業運営の効果が図られると考えます。

当初計画も含めまして、廃止する施設を具体的に申し上げますと、秩父市側では関連する6の施設がございまして、そのうち西岸低区配水池送水ポンプ室、西岸低区配水池、これは高区送水ポンプも併設してございまして、それと、西岸高区配水池の3施設が廃止となります。小鹿野町側では、関連する3つの施設のうち、小鹿野浄水場低区配水池送水ポンプ室、それと小鹿野低区配水池の2つの施設が廃止となります。これらが廃止できることによりまして、関連施設全体数が現在の9つの施設から5つの施設が減りまして4施設となるため、維持管理費用や将来の更新費用を削減できるものと考えてございます。

次に、カの皆野第1配水池の整備内容変更の効果についてでございますが、当初計画の用地取得費とポンプ井に加えまして、ポンプ施設には運転を制御する機械設備及び施設を稼働するための維持管理費として電気料、保守点検料等のランニングコスト、これを合算した費用、それと直接送水をするための管路整備費を比較した場合、後者のほうがトータルコストの削減が図れるため、直接送水に変更させていただきました。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） (1)で再々質問をさせていただきます。

まず、橋立浄水場の整備内容ですけれども、緩速ろ過から急速ろ過に替えるという話を今回私初めて聞きまして、これは秩父市水道部があったときに、この緩速と急速の話は、かなりその水道の

話は議論がなされ、議会でも出ていまして、要は緩速ろ過のほうが水はおいしい、急速ろ過はおいしくないと、そんな話がにわかには水道局、その当時は水道部ですけれども、秩父市水道部の中で出ていたと思います。そして、緩速ろ過のほうをある程度残すという形で議会としては確認をしていたのですが、今回の整備によって緩速ろ過はどのくらい残るのか、または全くなくなるのか、その辺を教えてください。まずは、それをお願いします。

議長（浅海 忠議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 緩速ろ過池のご質問でございますが、今まで全部で7池緩速ろ過池がございましたが、計画では4つの池を廃止しまして、残るのが3つ、3池残る予定でございます。したがって、緩速と急速と併用で水処理をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 分かりました。

続いて、オのところ、ミュージックパーク配水池、それからポンプ場の整備内容の変更についてお伺いさせていただきますが、これは前回の定例会でも私はお話をちょこっとしてありますし、この広域議会に出席をしている議員はもちろん知って、管理者ないしは理事の皆さんもご存じだと思うのですが、にわかには小鹿野浄水場を廃止することに当たって、新ミュージックパーク配水池を造って小鹿野に送るとというのが大々的に皆さんにオープンになって、小鹿野の町議会の決議とかもいろいろあるのですが、これは小鹿野町民の皆さんの動きもありますが、今のお話をお聞きしますと、新ミュージックパーク配水池を整備することによって、秩父市側でも設備が廃止をされると。集約をされるという言い方がいいかもしれません。もともとミュージックパークには配水池がもう既に秩父市に送るためのものがありますから、それをいずれは更新しなければいけない中で、そういった尾田蒔、久那、別所辺りに配水するもの、それからミュージックパークの中に配水するものがある、それを今回の新ミュージックパーク配水池を造ることによって集約をされますよということは、更新費がそれだけ削除されると。言い方を変えますと、小鹿野の浄水場を廃止するために新ミュージックパーク配水池を造るというイメージをかなり持たれる感じがするのですが、実はもともとあった既存の施設も含めて、これは更新をして、小鹿野の分もプラスアルファするというふうに、今の説明を聞いたら秩父市側が6つを3つに、それから小鹿野側が3つを1つに、全部で9施設を4つに縮小というか、ダウンサイジング化しますという答弁だったと思うのですが、住民目線で行くと、さっき私が言ったように小鹿野浄水場を廃止するから新ミュージックパーク配水池を造るのだと。いわゆる小鹿野浄水場、新ミュージックパーク配水池がイコールという形になっている部分が、私もあまり詳しくないから、そんなイメージを持ったのですが、実際にはそもそもあるミュージックパーク配水池を集約をかけて小鹿野分をプラスアルファする、施設を減らすことで更新費を減らすと、そういったふうに今の答弁では聞こえたのですが、そういうような形でよろしいでしょうか、

認識でいてよろしいでしょうか。

議長（浅海 忠議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 黒澤議員のおっしゃるとおりで、そういうご理解をいただいたので結構だと思います。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） いろんな議会でも騒いでおりますし、秩父市議会としてもいろいろそういう話が議会に上らないところでいろいろわさ話は流れますけれども、将来に水道をしっかりと受け継ぐためには、やはり人口とともに給水量が減りますから、ダウンサイジング化はしなければいけない、今あるのは絶対更新しなければいけないと。では、新しく造ったものには、それを包含して少なく、更新費を圧縮していくというのは非常に重要なことだと私は思いますので、そういうふうに今回答弁で理解できました。

これは要望になりますけれども、姿見山配水池の関連整備内容もそうですし、先ほどあった橋立浄水場の話もそうなのですけれども、水道はもともと各市、町で持っていたものが広域化されました。各議会での報告というのがなかなかされていないのではないかなというのを思いました。今の答弁でも思いましたし、姿見山配水池の例えば山口浄水場の廃止とか、横瀬の町議会に対してどうだったか。また、さっき言った緩速ろ過と急速の話もそうですけれども、これは広域になったとはいえ、広域の議会で行っているとはいえ、やはり過去の歴史がありますから、各議会にその関連する施設の概要はこういうふうに変えますよというのは、資料を出すなり、説明をするなりしたほうがいいのかというふうに思いますので、広域化事業につきましては今後も続きますから、大胆な変更がもしある場合には、水道局から、広域の事務局からでもいいですから、各議会に対して説明を今後しっかりとお願いをしたいと思います。これは要望です。

(1) は終わりにさせていただきまして、(3) のほうに移りますけれども、先進自治体に学ぶ水道事業の運営基盤強化ということで、どの時代でもこれは必要だと思います。人口が減って、給水量が減ったとしても、最新技術を取り入れていくというのは重要だと思いますので、今回2つ提案させていただきました。小水力発電については、新ミューズパーク配水池からの自然流下を使って小水力発電機をかませたらどうかという提案ですけれども、試算もされていて、19年かかったらまたすぐ更新なので、元が取れないということで、なかなか難しいという答弁だったと思います。

ちなみに、私の参考資料の福島市水道局の絵にもあるのですが、水道局の絵は上の浄水場、すりかみ浄水場から下のタンクに流す間に発電機をかませていますので、同じようなイメージ図になるかもしれませんが、先ほどの答弁ではこのタンクのところが今回設計したのは小さかったと。要は小さいから、水道は夜中やっぱり流れませんよね、使わないですから。常に流れているところなら、昼間のほうが水道を使うのがありますから、夜はどうしても水量が減りますから、そういう意味からすると夜には発電がなかなか難しいのですが、このタンクが小さい、先ほどの答弁で100立

米という話でした。ですから、ちょっと水道を使うと、すぐ水が足りないから上から流す、そうすると発電する。いっぱいになる、そうするとスイッチが切れる、発電しなくなる。また水道を使ってスイッチが入る、発電する。またタンクにたまるので、発電が止まる。これを繰り返すから、難しいということだと思えるのですけれども、これを大きくするというのは、もう今後は考えられないのでしょうか。

議長（浅海 忠議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 減圧槽の100立米の件だと存じますが、既に設計も終わってございますし、これからまた大きくするとなると設計の見直し、また例えば2倍、3倍にした場合の材料費の分をこの発電で賄えるかということ、ちょっと厳しいかなと判断をさせていただきます。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 分かりました。もっと早く広域化の事業の中で先見的な方がいて、そういうことも取り入れていけば、もしかしたら小水力発電はできて、地産地消でCO₂削減ということがまたできたのかもしれないのですけれども、今地球温暖化の流れの中で、環境にあえてお金をかける、いわゆるコストがかかってでもやっぱり地産地消の電力を生んでいくほうがいいのではないかという判断はあると思います。これはCO₂削減の観点で。

ですから、水道局は広域組合ですから、各市、町からの出資金で賄っているわけですから、余裕なお金がないわけであって、環境に配慮したい、政治的な判断で、お金をかけてでも地球温暖化を止めるためにも、CO₂を削減するためにも、これは赤になっても発電をしていくべきだという政治判断があれば、またこれは違うと思うのです。ただ、広域組合の水道局は、先ほど言ったとおり各市、町の出資金というか、お金を運用していますから、これはなかなか政治判断というのは難しいと思います、実際には。水道代が値上がりしている中で、お金をかけて、採算は取れないけれども、CO₂削減をしていくのだというのは、なかなか難しい発想かなと私は思いますが、どこかのタイミングですばらしいリーダーシップを取った方がお金を使ってでもやるという、住民の皆さんを説得できる方がいれば今後できるのかもしれませんが、小水力発電についてはなかなか難しいかなというふうに思います。

それから、今のところのスマート水道メーターですけれども、これも今の答弁を聞くと、やっぱり難しいですね。新規の設備は高いですから、それを基にして検針の労務費の圧縮とか、それから漏水箇所の早期発見とか、災害時の状況確認とかもありますけれども、これも最新機器が安くなって、どこの自治体でもできるようなときになればされるのかもしれませんが、水道料金が人口減少とともに上がっていくこの秩父地域にとっては、なかなか導入が難しい話かなというふうに思いますが、ぜひ採算ベースでも計算をさせていただいて、検討することだけはおやめにならないようお願いをして、この3番については終わりにしたいと思います。

国、県への要望についてお伺いさせていただきます。埼玉県の水道広域化推進プランにつきまし

ては、私の資料にもあるとおり、かなり埼玉県も出遅れているように、この資料ではうかがえます。もう完成、全部終わっている都道府県もありますから、埼玉県出遅れているという言葉はちょっと悪いのかもしれませんが、この資料上では取組がなかなか進んでいない状況なのかと思います。その中で、秩父広域の水道局もいろいろ対応してきたという答弁いただきました。

再質問ですけれども、具体的な要望活動の進捗について数点お伺いさせていただきます。今取り組んでいる具体的な要望の柱は2つあって、補助金延長が1つだと、それから県内水道一本化の要望があると、この2本柱で進めているということですのでけれども、まず補助金延長の関連についてお伺いさせていただきますと、広域化による水道事業体が交付される国庫補助金制度につきましては、先ほど答弁にもあったとおり、生活基盤施設耐震化等交付金、これは全体期間計画の10年間交付が原則となっているということで、当初の予定ではこの補助金を活用して、広域化計画は令和7年度までに完了するというスケジュール感であったと思います。しかしながら、計画期間はこの広域化の基本計画、工事につきましては令和8年度以降までずれ込むということがあって、333億円分の259億円は、先ほど答弁にあったとおり、料金改定をした17.91%分の料金改定でできる分をこの令和7年度までに完了すると。私の資料では、圧縮というふうに書いてありますが、これは74億円の先送りですね。この74億円の先送りした分については、先ほど言ったとおり補助金の対象期間になっていませんから、これをどうしても補助金をいただかなければいけないように取組を進めなければいけないのですけれども、水道広域化事業がこの令和8年度以降に遅れた理由をもう一度教えていただければと思います。

議長（浅海 忠議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 令和8年度以降までの事業の遅延についてでございますが、事業費の変更要因でもお答えをさせていただき、また、先ほど黒澤議員からもお話がありましたが、これは水道事業経営審議会の答申でございます平均改定率17.91%に見合った設備投資を行った場合の最低ラインの投資事業費が大きな要因の一つでございます。その他、繰出金の負担に対する各市、町の財政状況等によるものもあると考えてございます。

また、主な財源でございます国庫補助金につきましては、時限のある補助であることから、次回の料金改定のための経営審議会等で事業費の前倒しも踏まえたご審議をいただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） よくよく振り返って、何で遅れたのだというと、17.91%分しか値上げができなかったから、そうするとそれを基にして広域化事業を進めていくと。足りない部分については、内部留保を使っていくわけなのですけれども、私の資料にもあるとおり、令和8年度以降急激にこの内部留保資金が枯渇をしていきます。令和10年度で赤字に転落すると。これは今回資料に載せて

いませんけれども、この17.91%に料金改定をしたことによって、内部留保資金を令和8年度以降さらに食い潰す形になっていくわけなのですけれども、そういう意味からするとこの17.91%が基になって事業が後ろ倒しになったというふうにも見えます。ですから、逆に言うと17.91%より上げていけば、広域化事業は短縮して補助金内に収まったという見方もできますけれども、我々住民、市民からすると、今の料金改定率で幾らか延ばして、さらに補助金を国にもらうということがしっかりできさえすれば、それはそれでいいのかなというふうに思いますが、これは県の補助金だったりするのですけれども、令和8年度以降にもこの74億円分の事業は残るわけです。前倒しをする要請もしているという話でありますけれども、県に対する延長要望も必要なのですけれども、国庫補助金ですから、生活基盤施設耐震化等交付金につきましては国ですから、国に対する要望もこれは必要になると思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（浅海 忠議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 黒澤議員の再質問にお答えをいたします。

生活基盤施設耐震化等交付金は、国から、先ほど議員もおっしゃられましたが、県を經由して交付される補助制度でございますので、期間延長に関する要望書の提出は埼玉県を予定してございます。要望書の趣旨を埼玉県にご理解をいただきながら、県から国へ、さらに要望していただく方向で調整をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） これは、広域化事業が当初予定していたものが令和8年度以降までずれ込むということはもう確定していますから、住民、市民の方に負担を強いられないように、国の交付金をしっかり延長していただいて、そういった中で水道事業、水道料金の抑制を、またこちらも図っていく必要があると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、もう一つ、この要望の柱となっている県内水道一本化関連について再質問させていただきます。県内水道一本化の早期実現というのが秩父地域の水道事業については悲願であります。最終到達目標であると言ってもいいと思います。そうなりますと、やはりこれは国会議員さんとか、関係する厚労省含めた省庁、積極的に協力を仰ぐ必要があるのではないかなと私は思うのです。先ほどもあったとおり、補助金、交付金は国からもらえますし、水道広域化については県の事業になるかもしれませんが、県にお話しするのもそうですし、国からもらっている補助金もあるとすれば、国にも、それから国会議員の皆さんにもご協力を仰いで、これが周知の事実になって、我々が望む県内水道一本化が確実なものになるように進めていく必要があると思うのですけれども、その辺のお考えは今どのようになっているのでしょうか。

議長（浅海 忠議員） 水道局長。

柴岡康夫水道局長 県水一本化につきましては、大きな課題でもございます。また、とても高いハー

ドルを越えなければならないと考えてございます。今後も各理事の方々と協議を進めて、要望書の提出に向け、的確に進めてまいりたいと存じます。

また、毎年水道事業体で構成する日本水道協会では、各会員からの要望を取りまとめて国へ提出してございますので、同協会にも働きかけてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。私の用意した質問はもう以上なのですけれども、壇上でもここでもお話ししましたが、やはり水道については生活に必要なものですから、終わることはありません。ですから、それを広域組合の水道局としてこの秩父地域、10万人をもう切りましたけれども、将来にわたって安全で安定した安価な水道事業を続けていかなければいけないということですから、水道広域化事業を進めていく計画にも立っていますので、ここに集う関係部局の行政の皆さん並びに政治家の皆さんが知恵を絞ってしっかりとこの計画を進めていくということがここに住んでいる、ここに将来住むであろう子供たち、人たちにとっても重要だと思います。一糸乱れず、前回もお話ししましたがけれども、この水道事業については計画どおり進めていただいて、もし変更がある場合には、それはそれで皆さんで論議をして進めていくということが重要であると思いますので、ぜひともよろしく願います。

その中で、要望書は今極めて重要な位置にあると思います。首長さんが束になって要望を上げるという、ちょっと失言かもしれませんが、広域組合の理事会として上げるのかもしれませんが、これは議会としても、前回も言いましたけれども、上げる必要があるかなど。先ほど言った政治家全体がということになれば、前回もお話ししましたがけれども、議長会であったり、各議会が総出でこれは県に要望する、国に要望するというのを足並みそろえる必要があると思いますので、これはこれでまた議会側の取組として必要かなというふうなことを思いました。私も秩父市議会の副議長でありますので、ぜひそういった取組を進めていきたいというふうに思いますので、できれば理事会、管理者も含めてご協力をその辺もいただければというふうに思います。

少し時間を残しましたけれども、私の一般質問、終了にさせていただきます。ありがとうございました。

議長（浅海 忠議員） 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

議長（浅海 忠議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） これより議案審議に入ります。

議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

（根岸 仁会計管理者登壇）

根岸 仁会計管理者 議案第13号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。決算書をご準備いただきたいと思います。

決算書の1ページ、令和2年度一般会計歳入歳出決算一覧表を御覧いただきたいと思います。一番上の表で、歳入額は36億8,474万4,691円、歳出額は34億227万9,642円で、歳入額から歳出額を差し引いた形式収支額は2億8,246万5,049円でございます。このうち繰越明許費が445万1,000円でございますので、令和3年度へ繰り越す実質収支額は2億7,801万4,049円でございます。令和元年度と比較いたしますと、歳入額は3億8,872万797円の増額、歳出額も3億5,323万2,881円の増額となっております。これは、令和2年度において消防防災拠点施設整備工事を実施したこと、また小型動力ポンプ付水槽車を購入したことが増額の主な要因でございます。

次に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書8ページから15ページが歳入に係る部分でございます。決算額につきましては、収入済額欄、備考欄でご説明を申し上げます。まず、8、9ページを御覧ください。1款分担金及び負担金26億6,801万8,000円につきましては、全額市町の負担金で、歳入決算額に占める割合は72.41%でございます。この負担金につきましては、組合規約に定められている負担区分に従いまして、構成市町から年3回に分けて納めていただいているものでございます。

なお、次の10、11ページの6目特別負担金970万円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業として各市町で申請をいただき、消防本部で実施したコロナ対策事業に負担金として納入をいただいたものでございます。

中段、2款使用料及び手数料の収入額は3億4,267万350円で、令和元年度と比較して5,799万8,570円の増額でございます。その主な要因は、処理施設持込み分と特別収集定額分とに係る廃棄物処理手数料を改定したこと、またコロナ禍での国、県等からの外出自粛要請等の影響を受けて、家庭内の清掃を行ったことでの廃棄物の持込み量の増加によるものでございます。

下段、3款財産収入284万4,085円は、土地建物の貸付収入が主なものでございます。

12、13ページを御覧ください。中段、4款繰越金2億4,418万3,133円は、令和元年度からの繰越金でございます。

その下、5款諸収入1億1,832万9,123円のうち、2項雑入は1億1,831万9,919円ございまして、

主な収入は秩父クリーンセンター売電収入8,228万4,022円と秩父環境衛生センター及び秩父クリーンセンターの有価物売却代の3,165万2,408円で、諸収入の96.29%を占めてございます。秩父クリーンセンターにおける令和2年度の発電実績は、発電設備を年間352日運転し、1,036万2,130キロワットアワーを発電いたしました。このうち、所内で使用した電力量を除いた551万8,154キロワットアワーが売電収入となっております。また、有価物売却代金の主なものは、カン類、紙類、ペットボトル、アルミ殻、銅線類などでございます。

14、15ページを御覧ください。6款組合債3億870万円は、消防費に係るものでございまして、小型動力ポンプ付水槽車購入に4,670万円、高度救命処置用機材を搭載した救急自動車の購入に2,440万円、消防防災拠点施設整備工事に2億3,760万円の借入れをしたものでございます。

歳入合計は、予算現額36億5,596万8,000円、調定額36億8,821万941円で、収入済額は36億8,474万4,691円、収入未済額は346万6,250円でございます。この収入未済額は、指定ごみ袋手数料に係るものでございまして、出納整理期間中の5月中に納入手続はされておりますが、収納取扱い金融機関と指定金融機関との銀行間の送金の都合により、出納閉鎖期限に間に合わなかったものでございます。この収入未済額につきましては、6月1日に入金が完了しております。

続きまして、16ページから39ページ、歳出について申し上げます。決算額は支出済額欄、備考欄でご説明を申し上げます。まず、16、17ページを御覧ください。1款議会費235万5,271円につきましては、議員報酬及び定例会、臨時会の会議録調製業務委託料が主なものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1億3,622万2,071円でございます。このうち、職員の給料、職員手当等、共済費に係る人件費は、合計で1億677万1,618円でございます。令和元年度と比較して2,070万9,674円増額となっておりますが、令和2年度から契約検査課が水道局から事務局に移ったことによるものでございます。

18、19ページを御覧ください。12節委託料1,202万9,772円の主な支出は、財務会計人事給与システム等各システムの保守業務に係るものでございます。

13節使用料及び賃借料635万4,332円の主な支出は、財務会計人事給与システム等、各システムの使用料と職員に貸与しているノート型パソコンのリース料でございます。

18節負担金、補助及び交付金100万5,640円の主な支出は、契約検査課が県共同入札システム利用に係る負担金96万6,743円でございます。

20、21ページを御覧ください。2項監査委員費の17万1,860円は、主に例月出納検査、決算審査、定例監査に係る監査委員報酬でございます。

次に、3款民生費、1項福祉費、1目介護認定審査会費の4,551万1,781円は、介護認定審査会業務に係る経費で、1節報酬1,112万5,000円につきましては、審査会委員の審査会及び研修会への出席に対する報酬でございます。給料、職員手当等共済費は職員の人件費で、合計2,313万8,315円でございます。

12節委託料506万4,620円、13節使用料及び賃借料378万1,040円の主な支出は、介護認定審査会システムに係る経費でございます。

2目自立支援審査会費1,045万6,663円は、審査会委員報酬及び職員の人件費など、審査会に係る経費でございます。

22、23ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目結核予防費、12節委託料1,644万930円は、圏域住民など4,609人分のエックス線撮影業務委託料及び読影業務委託料でございます。

2目循環器検診費、12節委託料631万6,420円は、圏域内市町の小学生及び中学生を対象とした心臓検診業務委託料でございます。

3目救急医療施設費、12節委託料2,290万4,750円は、初期救急体制確保のため、秩父郡市医師会に業務委託をしたものでございます。

18節負担金、補助及び交付金3,496万円は、二次救急における病院群輪番制の秩父病院、秩父市立病院、皆野病院の3病院への運営助成としての補助金でございます。

4目斎場費は8,402万7,072円でございます。斎場業務担当職員に係る人件費は2,539万4,280円でございます。

24、25ページを御覧ください。12節委託料3,559万3,536円の主な支出は、火葬炉運転等業務委託料2,354万円のほか、施設に係る清掃保守点検等委託料でございます。

13節使用料及び賃借料534万2,544円の主な支出は、施設の敷地賃借料399万6,408円でございます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費は9,022万9,042円でございます。令和元年度と比較して3,148万537円の増額となっておりますが、これは業務課職員の人件費を一般管理費から変更して予算措置をして執行したことによるものでございます。

主な支出でございますが、26、27ページを御覧ください。10節需用費、消耗品費のうち、有料指定ごみ袋の製作購入費3,227万5,427円及び12節委託料、廃棄物処理手数料収納業務委託料2,052万5,898円でございます。なお、廃棄物処理手数料収納業務委託料は、有料指定ごみ袋の販売店に対し、額面金額の13%を販売取扱委託料として支払うものでございます。

2目クリーンセンター費は5億3,568万5,327円となっております。このうち、職員に係る人件費は3,075万826円でございます。

28、29ページを御覧ください。12節委託料3億9,313万9,964円の主な支出は、クリーンセンター運転管理業務、各設備機器点検整備業務及び焼却灰再資源化処理業務、ばいじん等資源化業務委託料等でございます。

30、31ページを御覧ください。14節工事請負費5,809万6,192円の主な支出は、2号煙道排ガス分析計更新工事2,013万円のほか、施設の補修、更新等に係る工事でございます。

3目環境衛生センター費は1億6,158万7,021円でございます。このうち、職員に係る人件費は3,993万3,672円でございます。

32、33ページを御覧ください。12節委託料1億77万9,693円の主な支出は、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,646万円でございます。これは、秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、資源の再利用を図りながら埋立て量を極力少なくしているものでございます。

14節工事請負費619万3,000円の主な支出は、計量器用パソコン機器等更新工事ほか、施設維持に係る工事でございます。

次に、4目廃棄物収集費、12節委託料1億9,140万円は、合併前の秩父市と町村分に分けて2業者に収集業務を委託しているものでございます。

最下段、5款消防費17億4,808万990円でございます。34、35ページを御覧ください。1日常備消防費は15億740万4,180円で、このうち職員に係る人件費12億9,268万7,220円は、消防費全体の73.95%を占めております。

12節委託料3,643万1,605円の主な支出は、本部庁舎建築物環境衛生管理等業務委託料330万円、次のページの36、37ページ、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料979万円、高機能消防指令センター保守点検業務委託料1,040万500円でございます。

13節使用料及び賃借料1,181万6,562円の主な支出は、本部庁舎敷地賃借料883万5,000円でございます。

17節備品購入費8,454万1,660円の主な支出は、小型動力ポンプ付水槽車を5,148万円で購入して南分署へ、救急自動車1,771万円、搭載する高度救急処置用資器材1,001万円の合わせて2,772万円で購入した救急自動車を東分署に配備したことによるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は512万4,887円でございます。38、39ページを御覧ください。その主な支出は、秩父郡市救急告示病医院会等交付金100万円、救急救命士研修負担金200万6,000円でございます。

2目消防施設費2億4,067万6,810円の主な支出は、14節工事請負費2億3,870万円、消防防災拠点施設整備工事でございます。

次に、6款公債費3億1,560万7,076円は組合債の元利償還金、7款諸支出金177円は公共施設整備基金の定期預金に係る利息を基金に積み立てたものでございます。

8款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計は34億227万9,642円ございました。

以上が令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。この決算につきましては、組合監査委員の審査を受け、決算審査意見書をいただいているところでございます。主要な施策の成果報告書と併せてご提出申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 以上で説明が終わりました。

審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（浅海 忠議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。これ取っていいですか。やっぱりしていたほうがいい。

議長（浅海 忠議員） そこはマスクをしてください。

2番（山中 進議員） それでは、お伺いいたします。

これは、歳入歳出も両方でいいのですね。

議長（浅海 忠議員） はい、一括でお願いします。

2番（山中 進議員） それでは、10ページ、11ページ、手数料、歳入のほうです。ごみ袋の過去10年間の利用枚数、分かる範囲で教えてください。

12、13ページ、雑入のところなのですけれども、売電収入があるのですけれども、それと自家消費された分というのはどのぐらいあるのか、分かっていたら教えてください。先ほど説明もありましたけれども。

それから、22ページから33ページ、委託料のうち金額の大きい委託先と発注方法、どのようになっているか。33ページは、多分ごみの収集で、パッカーで収集しているところの委託先だとは思いますが、その発注方法と、今2社と言っていましたけれども、これからどういう考えになるのかお願いいたします。

それから、基金の積立額、39ページ、これは聞きました。今年度から1,000万円積み立てるという話を聞いたのですが、2億4,000万円も繰越額というか、あるので、その辺のやっぱり何かあったときの不要不急のためにも基金は積んでおいたほうがいいと思いますので、それでいいのかどうか、妥当な額であるのかどうかということも含めて意見をお願いします。

以上です。

議長（浅海 忠議員） 2番、山中進議員に対する答弁をお願いします。

業務課長。

（町田みどり業務課長登壇）

町田みどり業務課長 ただいまの山中議員の質問のうち、私からは10、11ページの手数料中、有料指定ごみ袋の過去10年間の利用枚数についてお答えいたします。

過去10年間の利用枚数ということですので、平成23年度から令和2年度までの10年間の有料指定ごみ袋の決算額を基に利用枚数を算出いたしました。1年度当たりの平均利用枚数は約456万7,000枚で、過去10年間ほぼ横ばいに推移しております。1世帯当たり換算いたしますと、約106枚となっております。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 次長兼クリーンセンター所長。

（野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博事務局次長兼秩父クリーンセンター所長 2番、山中議員のご質問のうち、決算書、歳入12、13ページの雑入、クリーンセンターの売電収入に関するご質問と、あと歳出の22ページから33ページの4款衛生費全体の各費目、委託料のうち、金額の大きな項目の委託先についてお答えをさせていただきます。

まず、決算書13ページ、雑入の売電収入と自家消費された額でございますけれども、これにつきましては令和2年度主要な施策の成果報告書の35ページに記載してございますけれども、売電電力量551万8,154キロワットアワーに対する売払収入でございます。このうち、再生可能エネルギー固定価格買取制度による収入額は5,564万9,154円で、制度上売払先は送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社を買取り義務者となるため、同社へ売却をしております。それ以外の発電分につきましては2,663万4,886円で、売払先は秩父新電力株式会社でございます。なお、電力の送電先ですけれども、こちらは全量を秩父新電力へ送電をしております。

また、発電された電力を自家消費した金額につきましては、所内使用電力料金経費削減額として記載してございまして、所内使用電力量484万3,976キロワットアワーに対する積算額として5,894万2,595円となっております。

次に、決算書、歳出の22ページから33ページまでの衛生費の各費目、12節の委託料のうち、金額の大きい項目の委託先と発注方法でございますけれども、こちらは3,000万円以上ということでお話をさせていただきます。まず、29ページ、クリーンセンター費の上段の秩父クリーンセンター運転管理業務委託料1億3,722万7,200円でございますが、委託先は埼玉県川口市に住所がございますテスコ株式会社埼玉支店でございます。発注方法につきましては、特殊な施設の安定した運転管理を行うには、業務の知識や経験が最も重要であることなどから、継続して業務を委託したいため、随意契約としてございます。なお、委託職員につきましては全員が秩父圏域内の居住者でございます。

続いて、その下、1号炉及び共通設備法定定期点検整備業務委託料5,478万円と2号炉本体設備法定定期点検整備業務委託料5,522万円の委託先は、東京都品川区に住所がございます日立造船株式会社東京本社で、発注方法は指名競争入札でございます。

続いて、下段にございます焼却灰再資源化処理業務委託料5,506万488円は、広島県福山市に住所がございますツネイシカムテックス株式会社で、発注方法は随意契約でございます。なお、処理業

務の場所でございますが、こちらは寄居町でございます埼玉県彩の国資源循環工場内にあるツネイシカムテックス株式会社埼玉工場において処理されております。

その1行下、ばいじん等資源化業務委託料5,318万1,947円は、埼玉県及び県内の市町村で構成します埼玉県清掃行政研究協議会が広域委託処理事業として太平洋セメント株式会社と協定を締結しております、これに基づき同社と随意契約により処理を実施してございます。

次に、33ページ、環境衛生センター費上段の廃棄物受入れ管理資源化業務委託料8,646万円の委託先は、秩父リサイクル事業協同組合でございます。発注方法については、この組合はカン・ビン類の選別梱包施設を有してございまして、圏域内のリサイクル事業者で組織した非営利事業者であることなどから、随意契約により業務を委託しております。

続いて、下段でございます廃棄物収集費では、一般廃棄物収集運搬業務委託料、こちらが1億9,140万円の委託先のうち、吉田、大滝、荒川地区を除く秩父市分が昭和通運株式会社、秩父市吉田、大滝、荒川地区及び横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の4町分が秩父通運株式会社です。発注方法といたしましては、平成25年より総合評価方式による制限つき一般競争入札としておりますが、入札で決定した事業者と最長4年にわたり契約が更新できるとしてございまして、令和2年度においては平成29年度に行った入札で決定した事業者と3回目の契約更新を実施してございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 山中議員から基金の金額の考え方ということでご質問いただきました。基金の積立額につきましては、令和3年度当初予算をご審議いただく中で、定期的な施設整備や突発的な修繕等に活用し、負担金への影響を抑えたいと考えておりまして、3,000万円程度をめどとしていますという旨のお話をさせていただきました。また、山中議員、黒澤秀之議員のほうからも、基金の必要性についてご質問を受けたことがございます。理事会で協議し、クリーンセンターや秩父斎場といった施設を管理している組合にある程度の基金の積立てがあったほうがよいというご理解をいただきまして、令和3年度から基金に積み増しすることとしたものでございます。

組合一般会計歳入予算の約7割が市、町負担金となっておりますので、ただいま申し上げましたように、突発的な支出による負担金への影響、これを鑑みまして3,000万円程度としたもので、計画的な施設整備等に係るものは、市、町のご理解をいただく中で予算化していくものと考えておりますけれども、基金の在り方、またその用途につきましては、理事会で相談しながら進めてまいりたいと考えてございます。

議長（浅海 忠議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。今ほとんど分かりやすく説明してもらったものですから、ほとんどないのですけれども、2点ほどあります。

1点は、ごみ袋なのですけれども、これは安くしたということもあって、安くなったということもあって、枚数が伸びているのかどうか、あるいはまた横ばいなのかということを見ると、10年間で1軒106枚程度だということは、分別化も図っているということもあって、いいことだと思うのですけれども、その辺はどういう見方をしているのか、1つだけお答えください。

それから、売電収入、12、13ページの自家消費が5,894万円ということで理解していいのですか。そうすると、1年間の自家消費することによってこのクリーンセンターで発電することが非常に大きなメリットを示しているということで表れていると思うのです。そのほかに、また秩父新電力、そこでもあるということで安心して使える。今は本当に買うほうの電気代が高くなっているという話がありますので、そういう意味では供給する側としてクリーンセンターで発電している電気は非常に大きな、電力会社にとっては大きなウエートを占めているし、それから自家消費する額も大きいということで、非常に大きな効果が出ていると思うのですけれども、その辺についてはこれからどのように考えているのか、管理者にお伺いしたいと思います。

袋については確認ですから、増えているか減っているかでいいです。

議長（浅海 忠議員） 業務課長。

町田みどり業務課長 ただいまの山中議員の再質問につきましてですが、この10年間は横ばいに推移しております。

議長（浅海 忠議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 山中議員のご質問にお答えをしたいと思います。

売電の問題につきましては、これから物価のスライドとか、経済の動向等もございますので、その辺を注視しながら今後も検討していきたいというふうに思っております。当然コストがかかっていきますので、その辺もよく考えて注意深く見守ってきたいと思います。

以上です。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。順次質問させていただきます。

まず、歳入ですけれども、決算書の8から11ページ、歳入全般です。36億8,474万4,691円ということで、昨年度比でいきますと3億8,872万797円ということで、11.79%増加をしております。主な内容としては、斎場費の負担金、それから清掃費負担金、消防費負担金が増えているのですが、この増加の要因についてお伺いをさせていただきます。これをまず1点お願いします。

続きまして、10、11ページ、3款1項1目1節高圧鉄塔土地貸付収入、環境衛生センター土地貸付収入57万7,068円ということで、これは昨年度なかったのですけれども、この土地貸付収入の内容についてお伺いをさせていただきます。

次が12ページ、13ページ、先ほど2番議員も聞いていましたけれども、5款2項1目1節雑入の

ところでは、売電収入、クリーンセンター、それから有価物売却代のところで、売電収入は8,228万4,022円、有価物売却代が3,165万2,408円ということで、広域組合における大きな雑入の2項目がこれに当たるわけなのですけれども、昨年度比かなり増加している、550万円ぐらい増加しているのですけれども、売電収入ですね。決算意見書を見ますと、過去最大の運転日数、発電電力量、売電電力量ということで、過去最大となったということなのですけれども、この要因について。中身については今2番議員が聞いていますので、この最大になった要因について、今後これはどんどん増えていけるものなのか、たまたまある要因があって、これは最大になったのかというところをお聞かせいただければと思います。

それから、有価物売却代につきましては、昨年度比がマイナス600万円ぐらいになっているということで、その理由についてお伺いいたします。

それから、これも昨年度なかったものかと思うのですけれども、以前聞いたことはあると思うのですけれども、新しい取組として解体家電を何か取組をしているという、職員さんがしているという話だったので、今回解体家電部品売却代64万3,149円と自動車バッテリー等売却代529円というふうにあるのですけれども、この辺の中身を教えてください。これが歳入ですね。

歳出に行きまして、22ページ、23ページ、下のほうです。共済費、4款1項4目4節、市町村総合事務組合費負担金、共済費ということで458万8,366円あるのですけれども、これ昨年度比でプラス288万6,000円ぐらい増えているのですね、この共済費が。この理由、内容についてお聞かせいただければと思います。

それから、22ページから25ページにかけてなのですけれども、4款1項4目10節需用費ということで、消耗品費、23ページの下に消耗品費、下から3行目のところにありますけれども、214万1,405円、これは消耗品費、昨年度比が165万円プラスになっております。この内訳を教えてください。お願いします。

それから、25ページの最上段の修繕費131万9,786円、これは昨年度より120万円増加をしております。この消耗品費と修繕費の中身を教えてください。お願いします。

それから、同じく24ページ、25ページで、4款1項4目12節委託料、火葬炉運転等業務委託料2,354万円、これ昨年と比べますと719万円増加をしております。ちなみに、令和2年度の火葬件数は1,509件ということで、元年度は1,532件、令和2年度のほうが火葬件数が少なくなっているのですが、この火葬炉運転等業務委託料が719万円増えているということで、この内容についてお伺いをさせていただきます。

それから、飛びまして、36、37ページの真ん中から上のほうにあります5款1項1目12節委託料、真ん中よりちょっと上ですね、高機能消防指令センター保守点検業務委託料1,040万500円、これは昨年なかったのですけれども、これは定期的な見直しによるものなのか、毎年これから発生するも

のなのか、この内容についてお伺いをさせていただきます。

それから、2行下の同じく36、37ページ、5款1項1目12節委託料、N e t 119緊急通報システム構築業務委託料203万5,000円、それからその下のN e t 119導入に伴うルーター設定変更業務委託料16万9,400円、これは閉会中の総務常任委員会で視察もさせていただきまして、N e t 119見させていただきましたけれども、令和2年度の実績と効果についてお伺いさせていただきます。

以上です。

議長（浅海 忠議員） 当局の答弁を求めます。

管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それでは、黒澤議員のご質問のうち、管理課所管分について順次お答えをさせていただきます。

なお、所管ごとにまとめて答弁をさせていただきますので、歳入歳出が混じるかもしれませんが、ご承知おきいただければと思います。

まず、決算書の8から15ページにございます歳入決算額の増加3億8,872万797円のこの要因、その中で斎場費負担金、それから清掃費負担金、消防費負担金の増加が見られるということで、その要因ということでお答えをさせていただきます。まず、歳入全体の要因といたしましては、1款の分担金及び負担金、それから2款使用料及び手数料、6款組合債の増がございます。先ほどの議案説明と若干重複する部分があると思いますが、8ページから11ページにございます市、町からの負担金、これが前年度と比較いたしますと7,148万5,000円増加しております。このうち、斎場費負担金、清掃費負担金、消防費負担金が前年度から見ますと増加をしておるところでございます。その主な要因を申し上げますと、斎場費負担金につきましては火葬業務に係る組合職員1名が退職したことに伴い、職員の減少をカバーするために火葬炉運転業務等委託、これが増額しております。それから、火葬炉設備の保証期間、これが満了になったことから、整備費用の増、これが主なものになってございます。

次に、清掃費負担金につきましては、令和2年度から業務課の職員人件費を一般管理費から清掃総務費に移した、このことに伴う人件費の増、これが主な要因でございます。

次に、消防費負担金につきましては、令和2年度において整備いたしました小型動力ポンプ付水槽車、それから高機能消防指令センターの保証期間満了に伴う保守点検業務委託、これの増、消防費に係ります公債費になりますが、これが平成30年度に整備した災害特殊はしご付消防自動車、これの元金償還が開始された、これらの増額が全体的な消防費の増額の要因となっております。

この市町負担金の増に加えまして、議案説明でもございましたが、10ページ、11ページの使用料及び手数料の収入済額、これが増額となっております。先ほども説明がありました令和2年度において廃棄物処理手数料を改定したこと等で、またコロナ禍の外出自粛要請等の影響によりまして家

庭内の清掃を行ったこと、これらの要因で廃棄物の持込み量が増加した、これらが主な要因となっております。

さらに、14ページ、15ページでございます組合債になります。これは、前年度と比較しますと2億8,340万円の増になっており、小型動力ポンプ付水槽車の購入、それから消防防災拠点施設整備工事に係ります組合債の借入金が増額の要因となっております。

これらが先ほどご質問のありました歳入歳出決算額の増額となった主な要因でございます。こちらは以上でございます。

それから、私のほうからもう一点、歳出の一番先にご質問いただいた22、23ページ、斎場費の共済費のうち、市町村総合事務組合負担金、これが増額になった理由についてでございます。まず、この負担金についてですが、職員が退職する際に受給する職員手当に関する事務などを行います埼玉県市町村総合事務組合、こちらへの負担金でございます。全職員の給料月額、いわゆる月給になりますが、これに基づいて毎月支払う一般負担金、それから退職者があった場合の負担金として退職の翌年度に支払う特別負担金の2つに分かれております。人件費を計上している費目から、これについては支出をしておるところでございます。議員ご質問の斎場費の増額につきましては、令和元年度末に1名の定年退職者がおりました。このことから、令和2年度において特別負担金を総合事務組合へ支払ったこと、これが主な増の要因でございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 環境衛生センター所長。

（原島 健事務局技監兼秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健事務局技監兼秩父環境衛生センター所長 それでは、3番、黒澤議員のご質問のうち、歳入に関わる秩父環境衛生センターの土地貸付収入、それから有価物の売却代についてお答えいたします。

まず、高圧鉄塔の土地貸付収入でございますが、これは東京電力の送電線用の高圧鉄塔用地につきまして、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3か年分が一括して支払われた収入でございます。内容につきましては、貸付面積が246.61平方メートル、貸付単価につきましては1平方メートル当たり780円でございます。1か年当たりが19万2,356円の3か年分が貸付収入として入ったものでございます。

続きまして、有価物の売却代約600万円減額になった理由につきましては、これは大幅に減額となった品目につきまして、金属類、それから紙類、ペットボトルでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もございしますが、まず中国の輸入規制の影響によりまして輸出量が減少し、国内の市況価格に下落が生じたことが大きな理由でございます。

続きまして、解体家電部品の売却代64万1,149円の内容につきましては、小型家電製品の解体選別から抽出されます基板、モーター、家電線、これらを売却した収入でございます。内訳といたしま

しては、基板が7,942円、モーターが5万5,781円、家電線につきましては57万9,426円でございます。

続きまして、自動車バッテリー等の売却代529円、こちらの内容でございますが、こちらは収集ごみに混入されております自動車等のバッテリー、こちらを保管しておりますが、令和2年度におきましては有価物として買取りが可能となったことから、売払いを行ったものでございます。内訳としましては、自動車等のバッテリーが1.167トン売却いたしまして、単価が1トン当たり453円でございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博事務局次長兼秩父グリーンセンター所長登壇）

野澤好博事務局次長兼秩父グリーンセンター所長 3番、黒澤議員のご質問のうち、決算書12、13ページ、雑入のグリーンセンター売電収入の増加要因の具体的な内容ということでございますけれども、まず1点目としまして、昨年度比で発電設備の運転日数が6日、発電量が17万6,290キロワットアワー、売電量が8万383キロワットアワー増加してございます。これはグリーンセンターの焼却設備及び発電設備に機器の故障が少なく、運転管理上においてもトラブルなく安定的に維持管理がなされたことが要因となります。

次に、2点目ですけれども、バイオマス比率の増加についてでございます。再生可能エネルギー固定価格買取制度における廃棄物焼却施設による発電電力のバイオマス比率の算定方法は、一月に1回施設で受け入れたごみの組成を分析しまして、このうち再生可能エネルギーに該当する厨芥類、紙類、木類の比率を求めたものがバイオマス比率となります。令和2年度におきましては、このバイオマス比率の年間平均値が54.192%となり、昨年度と比較し、8.71%増加したことで、売払い電力の単価の高い再生可能エネルギー固定価格買取制度による電力の売払い分が増加したものでございます。

今後売電収入が増加していくのかというご質問でございますけれども、こちらについては特に今年度は発電設備の定期的な点検整備を予定してございまして、20日間程度発電設備を止めるということになりますと、当然発電ができないということで、売電収入もないということになります。また機器のトラブル等ありますと、やはりその分は収入が少なくなるということもございまして、施設の安定運転を維持しながら、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 業務課長。

（町田みどり業務課長登壇）

町田みどり業務課長 私のほうからは、歳出の斎場費の消耗品、修繕料、火葬炉運転等業務委託料につきましてお答えいたします。

まず、22、23ページの消耗品につきまして、約165万円の増加でございましたが、先ほど管理課長からも申し上げましたが、増加の要因といたしましては竣工から3年間の保証期間が満了したことに伴い、組合で負担するようになった火葬炉用消耗品分でございます。内訳といたしましては、炉内台車用架台、炉内台車保護剤、運搬車用バッテリーとなっております。

続きまして、24、25ページの修繕料ですが、昨年度決算額と比べますと約120万円の増加となっております。増加の内訳でございますが、消耗品と同様、保証期間の満了に伴う新たな負担として火葬炉炉内台車補修の93万5,000円がございます。そのほか、施設の修繕、車両の車検整備料等となっております。

次に、同じ24、25ページの火葬炉運転等業務委託料が、昨年度と比較し719万円の増加となった内容となります。秩父斎場の火葬業務につきましては、火葬炉4基の1炉当たり1日の最大運転を3回転として、計12件の火葬となっております。この火葬業務並びに霊柩業務に対応するため、令和元年度まで火葬受付から収骨業務及び霊柩業務を行う組合職員4名、火葬炉運転業務及び収骨業務の補助を行う委託職員2名の計6名で実施しておりましたが、令和元年度末に組合職員1名が定年退職したことに伴い、秩父斎場における効率的な職員配置を検討した結果、会葬者の受入れ業務から火葬炉の運転業務、また収骨業務までの一連の業務を行うことのできる職員の配置を考え、令和2年度は委託職員を1名増やし、2名から3名とし、委託料が増額となったものでございます。

なお、先ほど火葬件数について、前年度比23件減少しているというお話がありましたが、安定した斎場運営をする上で6名の職員が必要なことから、火葬件数の大幅な増減がなければ職員数に変わりはないというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 指揮統制第2課長。

（黒沢武徳指揮統制第2課長登壇）

黒沢武徳指揮統制第2課長 3番、黒澤議員の質問について説明させていただきます。

まず、高機能消防指令センター保守点検業務委託料の内容はについてですが、高機能消防指令センター保守点検業務につきましては、高機能消防指令センターの機能維持のため、毎年度業者と委託契約を結び、業務を進めているものでございます。保守点検業務内容につきましては、高機能消防指令センターの本体を構成する指令制御装置、出動車両運用管理装置等と本署や各分署に設置された署所端末装置、緊急車両の出動車両運用端末装置、さらには指令支援及び各種統計管理ソフトである消防OAシステム等に対する点検業務のほか、機器に関する故障対応として夜間、休日を含めた24時間の技術員派遣や電話、遠隔操作によるサポートを委託業務としております。委託業務につきましては、令和2年度は高機能消防指令センター保証期限が終了の8月1日から8か月分でございます。令和3年度以降は1年分となるため、増額となる予定です。

もう一点、令和2年度Net 119の実績と効果はについてですが、令和2年度中の登録者は26名で

ございます。令和2年度中における本事業による119番受付はございませんでした。登録した皆様からは、Net 119が導入され、119番通報に対するハードルが下がり、安心だという感想をいただいております。本事業の効果といたしましては、聴覚障害のある方や言語による通報に不安のある方が本事業を利用できる環境を整えることがご利用対象者となる地域に暮らす皆様の安心、安全に寄与できる設備であると認識しております。消防本部といたしましても引き続き広報を行い、利用者の拡大や本事業を通して消防行政に対する地域住民の皆様のご理解を図ってまいりたいと存じます。以上です。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 1点だけ再質問させていただきます。

火葬炉運転等業務委託料ですけれども、先ほど719万円増額した理由は、1名定年退職された方がいて、それを委託をかけたということでこれが増えたということなのですが、先ほどの答弁では6人体制でしっかりやっていくことが大事だということで、1名減の定年退職者の分を委託にかけたということなのですが、そうなりますと採用を組合でしなかった理由、6人は必要だということですから、それは6人体制でやりたいということであれば1人増やすわけなのですが、それを増やさなかった理由、年度の途中だったので、例えば来年度はそれを入れますよとか、委託ではなくなりますよということがあるのかということなのです。

あと、719万円委託料として払っているとなると、給料として定年退職した分がどこかで減るのではないかと思うのですが、その相殺する額はどうなっているのか。要は、組合のプロパーというか、その従業員として火葬炉の運転に1人いて、その分お給金を払っていたわけですが、その方がやめて、どこかが減っている、人件費が減るわけですね。その代わりに719万円委託料を払って、1人増やして6人にしているわけですが、その額の相殺がどうなっているかを教えていただければと思います。

議長（浅海 忠議員） 管理課長。

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 こちらから答弁をさせていただきます。

ただいまの質問でございますが、まず職員の採用についてですが、組合の方針といたしましては、定年退職した職員が技能労務職員でございました。技能労務職員の補充はしないで、委託にシフトしようという形での方針を出しまして、今回委託のほうに移したということでございます。

それから、今ご質問のありました差額の話です。実は斎場1名分の減については、大体この増になった700万円と同じぐらいの金額ですから、700万円の減なのですが、先ほど申し上げましたように、元年度末に退職しておりますので、2年度に特別負担金340万円程度がございますので、差し引きで400万円程度の差があったというふうにご理解いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（浅海 忠議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 最後なのですが、委託にした理由、委託にしたいから委託にしたのだ

という答弁があったのですけれども、要は方針的にそういうことなのか。いわゆる定年退職している方、それは年を取ればいるので、そういうのも全部どんどん委託に置き換わっていくものなのか、その方針的なものはどうなっているのでしょうか。

議長（浅海 忠議員） 管理課長。

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 ただいまのご質問でございますが、全部の職員を委託に持つていくということではなくて、技能労務職員、当然齋場の技術ですとか、そういう今までのノウハウ等あるわけなのですが、なかなかそういう職員を改めて雇うですとか、そういうことが難しいところがございます。それもありますので、委託として技術を持っているところに今回は移させていただいたというところでございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 3回終了しましたので、よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員） 猪野武雄でございます。私から、土地の賃借料につきまして1点お伺いさせていただきます。

ページ数が24、25、齋場関係で399万6,000円、それから36、37ページに、これは消防署の関係、883万5,000円ほどあるのですが、この賃借料につきまして、賃借しなければならない理由、きっと買えないのだというふうに思うのですが、その辺りの理由についてまずお伺いします。

議長（浅海 忠議員） 16番、猪野武雄議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

業務課長。

（町田みどり業務課長登壇）

町田みどり業務課長 ただいまの猪野議員の質問にお答えします。

秩父齋場の敷地の賃借料につきましては、従来より秩父市から借用しておりましたが、新齋場の建設に伴い、平成27年度から新たに加わった敷地も含めまして、秩父市から12筆、4,490.16坪と、個人の1名の方から1筆、259坪分、合計4,749.16坪を借用しております。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 総務課長。

（加藤好一総務課長登壇）

加藤好一総務課長 猪野議員のご質問にお答えいたします。

消防本部の敷地の賃借料ですけれども、883万5,000円ほど年間支払っており、6名の土地地権者に対して支払っております。消防本部設置以来続いているものですが、土地の購入となりますと多額のお金がかかったりしますもので、賃借料という形で現在進めているところでございます。ご理解をよろしくお願いたします。

議長（浅海 忠議員） 16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員） 業務課長に再度お尋ねします。

先ほどの私の質問に対して答えてもらっていないと思うのですが、なぜ買収できないのか、それをお伺いします。

議長（浅海 忠議員） 業務課長。

町田みどり業務課長 個人の方につきましては、貸すことにはよろしいということなのですが、売ることにはできないというお答えをいただいております。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 16番、猪野武雄議員。

16番（猪野武雄議員） あと、消防の敷地ですけれども、6人の方から借地をしているということなのですが、多額で買えないという話なのですが、ずっと借りている状況を考えると、買ったほうが安いということもあるのです。その辺りの検討はしないのですか。

議長（浅海 忠議員） 消防長。

町田 進消防長 先ほど総務課長のほうから、6名の地権者に賃借をしているということで答弁させていただきました。6名の方は、それぞれにまた契約をしている中で、土地を買い上げるというところの困難性等もあるのですが、この賃借料と土地の買上げという部分におきましては、一定のコストとかもありますので、現状ではこの賃借という形を取っておりますけれども、これからの時代の流れの中で検討させていただいて、コストと買上げというところの形の中で、施設の利用状況を含み検討させていただいて、将来的には買い上げる可能性もあるということで答弁させていただきます。よろしくお祈いします。

議長（浅海 忠議員） 5番、木村隆彦議員。

5番（木村隆彦議員） 5番、木村でございます。2点ほどご質問させていただきます。

決算書の13ページになります。歳入、3款1項5目、先ほど黒澤議員からも質問がありましたが、自動車バッテリー等ということで529円が計上されております。令和2年度からバッテリー等も売却して有価物になるというふうなお話も先ほどありましたものですから、今後このバッテリーの対応、現在ではバッテリーを外してお持ちくださいということになっているのですが、それが有価物として今後扱えるのかどうか。例えば今電動自転車、アシスト自転車等もかなり多くなってきておまして、そのバッテリーも2年、3年で交換するような形になっていますので、仮に有価物として扱えるのならば、その回収も含めることができるのかどうか、お考えを伺いたいというふうに思います。

続きまして、37ページになります。歳出でございます。常備消防費の12節委託料、これは弁護士費用委託料ということで187万円計上になっております。この弁護士費用は、着手金だということで多分支払って、そのまま相手に支払うお金だというふうに思っております。現在係争中であり、そ

のほかこういった裁判における費用というのがさらにかかってくるのかどうかお伺いをいたしたい
と思います。

それから、今回成果報告書において、リモートで裁判が行われているというふうなことで、これ
のリモートというのは傍聴をされているのかどうかお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 当局の答弁を求めます。

環境衛生センター所長。

（原島 健事務局技監兼秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健事務局技監兼秩父環境衛生センター所長 それでは、ただいま木村議員から環境センターの
自動車バッテリーについてご質問いただきましたが、自動車バッテリー自体を組合で処理している
ものではございませんで、これは不燃ごみに混ぜて出された方の分が選別で出てきます。そちらを
うちのほうで保管しておきまして、ある程度たまったときに処理に出すか買取りに出すかという相
談をかけます。たまたま令和2年度については、有価物として売却ができると、買取りができると
いうことで、売払い処分したものでございます。

それから、電動自転車等のバッテリーでございますが、現在でも電動自転車は受入れしておりま
して、そのバッテリーにつきましては小型充電式二次バッテリーということで、JBR Cというと
ころが無償で引取りを行っております。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 総務課長。

（加藤好一総務課長登壇）

加藤好一総務課長 木村議員のご質問にお答えいたします。

裁判の関係で187万円の弁護士委託料、これは初期の委託の段階でお支払いしているものでござい
ます。

そして、現在の状況なのですけれども、第1回の裁判、いわゆる口頭弁論期日が令和2年9月7
日に第1回、これは東京地方裁判所で行われたものです。これは出席しております。そしてまた、
第2回から第6回をリモートで行っており、最近行われたものは、令和3年9月27日に第6回があ
さひ法律事務所で行われております。2回から6回が全てあさひ法律事務所となっております。総
務課職員が現地に赴きまして、弁護士と相談しながらリモートでの裁判に参加しております。

そして、最後の委託料、最後にどうなのかというお話なのですけれども、まだ係争中なので、そ
の辺の結論まで至っていないのが現在の状況でございます。

議長（浅海 忠議員） 他に質疑ございませんか。

10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 先ほどの16番議員の猪野議員の質問の関連なのですけれども、土地の売買に

ついでどのような交渉の経緯が今までであったのか、あるいはそれは消防のところもそうですけれども、どういう経緯があったか、それと管理者は政治的な、事務方が行っても駄目な場合があると思うので、管理者は今後それをどういうふうに解決していくかご意見を聞きたい。

議長（浅海 忠議員） 当局の答弁を求めます。

消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 先ほど猪野議員のご質問にありました賃借料につきまして、買上げの交渉という部分でのご質問でございますが、消防本部につきましては買上げについての交渉については、現在のところ地権者とは行っておりません。今後につきましては、先ほど猪野議員の質問に答えたとおりのことを想定しているところでございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 関根議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

これは大変大きな問題だと思っております。今場所を聞きましたら、本部棟が建っているその下が地代を借りているということで、将来的にはその本部棟を壊すのか、それでほかへ移るのか、あるいはこのままお借りしていくのか、その方向性につきましては、今後地権者と地代の価格を下げてくださいとか、いろんな模索をしながら検討していきたいというふうに思っております。すぐに回答が出るわけではございませんので、鋭意努力していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（浅海 忠議員） 10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 答弁はよく分かりましたけれども、当然下が、底地が、建っているところを当然壊さないでそのままやるのが一番費用的には助かるわけですから、どういう計画になっているか分からないですけれども、取りあえず長年借りるということよりも、もしそういう財政的な計画ができるのであれば、買い取るのが一番、消防という地域の安全のための根幹をなすものですから、これは僕が今まで、実は勉強不足で買上げてあるものかなと思っていましたので、ちょっと聞いてびっくりしたのですけれども、ぜひリーダーシップを発揮して、ここは政治力だと思いますので、ぜひそういう前向きな方向でやっていただきたいと思います。

それと、斎場は1人だけというのも、やっぱり事務方だけで行ったのでは、僕は同じ回答だと思いますので、.....

以上です。

議長（浅海 忠議員） 他に質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(浅海 忠議員) 総員起立であります。

よって、議案第13号は認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時09分

議長(浅海 忠議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○発言の取消し

議長(浅海 忠議員) 先ほどの質疑で、10番、関根議員からの発言に用地に対する要望の発言がありました。質疑での要望はできませんので、議長において発言は取消しとさせていただきますので、ご了承ください。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(浅海 忠議員) 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 議案第14号 秩父広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページを御覧ください。本条例は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関連する条文を改正するため定めるものでございます。

お手元に配付してございます議案第14号参考資料の新旧対照表、こちらを御覧いただければと思います。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法が個人情報の保護に関する法律に統合する個人情報保護制度の見直しがされました。このことにより、関係法律について所要の整備が行われ、条例第2条で引用する法律名が替わること、加えて同法において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われ、条例第34条で引用している条項にずれが生じたので、これを改正するものでございます。

また、デジタル庁設置法においても行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われ、情報提供等記録の提出をした場合の通知先が総務大臣から内閣総理大臣に改正されましたので、条例第34条で規定する保有個人情報の提供先を同様に改正するものでございます。

なお、これら法律の改正に伴う改正に合わせまして、字句の整理をする改正をいたします。

最後に、本条例につきましては公布の日から施行し、第2条第3号及び第4号の改正規定はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行日の日から施行いたします。

以上で議案第14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(浅海 忠議員) 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(浅海 忠議員) 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(浅海 忠議員) 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 議案第15号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページを御覧ください。本条例は、本年8月10日に出されました人事院勧告、また9月9日に出されました埼玉県人事委員会の勧告を踏まえて、期末手当支給月数を0.15月引き下げる改定をしたいため定めるものでございます。

改正の内容ですが、本条例第1条で現在6月期、12月期合わせて年2.55月、100分の255となっている再任用職員外の職員の期末手当の支給割合を12月期の支給割合を0.15月引き下げ、1.125月、100分の112.5とし、年2.4月、100分の240に、年1.45月、100分の145となっている再任用職員の期末手当の支給割合を12月期の支給割合を0.1月引き下げ、0.625月、100分の62.5とし、年1.35月、100分の135に改め、第2条で再任用職員外の職員の期末手当の支給割合を6月期、12月期とも1.2月、100分の120に、再任用職員の期末手当の支給割合を同じく0.675月、100分の67.5とする改正を行うものでございます。

なお、本条例の施行は公布の日からとし、期末手当の基準日となる12月1日までに公布することとしております。

また、第2条の規定は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で議案第15号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(浅海 忠議員) 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(浅海 忠議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(浅海 忠議員) 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時19分

議長(浅海 忠議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(浅海 忠議員) 次に、議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(柴岡康夫水道局長登壇)

柴岡康夫水道局長 議案第16号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の4ページを御覧いただきたいと存じます。本条例の提案理由にございますように、地方公共団体への公金の納付に電子マネー等の幅広い決済手段の導入を目的に、地方税法等の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正が令和4年1月4日施行されることから、関連する条文を改正したいものでございます。

議案第16号参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第31条に定めた料金の徴収方法について、地方自治法第231条の2第6項の規定による指定を受けているもの、いわゆる指定代理納付者に代えて改正後の地方自治法第231条の2の2の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に改めるものでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行日において地方税法等の一部を改正する法律第6条の規定による改正前の地方自治法第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正前の秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は従前の適用を盛り込む内容でございます。

なお、本条例の施行日は令和4年1月4日といたします。

以上で議案第16号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（浅海 忠議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（浅海 忠議員） 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 議案第17号 令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

本補正は、令和2年度一般会計決算に係る繰越金及び県補助金の確定に伴う歳入補正のほか、人件費に係る歳出補正を行いたいものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。本補正は、第1条にありますように、現計予算の総額32億6,102万3,000円に歳入歳出それぞれ1億6,323万1,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を34億2,425万4,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容を事項別明細書でご説明いたします。8、9ページをお開きください。歳入は、第4款繰越金、第1目繰越金を1億6,301万4,000円増額し、補正後の額を2億7,801万4,000円とするものでございます。議案第13号で認定をいただきました令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計決算に伴う決算剰余金の2億7,801万4,000円から令和3年度当初予算の繰越金に計上しました1億1,500万円を差し引いた金額でございます。

第7款県支出金、第1目消防費県補助金は21万7,000円の増額補正で、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会における応援部隊の消防救急体制の整備に対する交付金を受けたものでございます。

歳入合計で1億6,323万1,000円の増額補正となります。

次に、10、11ページをお開きください。歳出は、本年度の職員配置に基づく人件費補正でございます。各費目の人件費補正の内容につきましてはこの後ご説明申し上げますが、人件費を総額で901万5,000円減額したいものでございます。

初めに、第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、給料、職員手当等及び共済費の職員人件費を861万8,000円減額し、補正後の額を1億2,990万2,000円としたいものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、人件費を74万2,000円増額し、補正後の額を4,762万4,000円に、第2目自立支援審査会費は人件費を3,000円減額し、補正後の額を1,072万8,000円に、第4款衛生費、第4目斎場費につきましては人件費を92万7,000円減額し、補正後の額を8,612万8,000円としたいものでございます。

12、13ページをお開き願います。第4款衛生費、第1目清掃総務費につきましては、人件費を27万2,000円増額し、補正後の額を9,291万1,000円に、第2目クリーンセンター費につきましては人件費

を334万5,000円増額し、補正後の額を5億6,402万4,000円に、第3目環境衛生センター費につきましては人件費を315万7,000円減額し、補正後の額を1億5,300万4,000円としたいものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、人件費を66万9,000円減額し、補正後の額を15億3,468万1,000円としたいものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。第8款予備費につきましては1億7,224万6,000円増額し、補正後の額を2億224万6,000円としたいものでございます。歳入補正の1億6,323万1,000円に第2款総務費から第5款消防費までの計901万5,000円の減額分を加えた1億7,224万6,000円を増額するものでございます。

歳出合計で歳入合計と同額の1億6,323万1,000円の増額補正となります。

最後に、16ページから給与費明細書となりますが、こちらの説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第17号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（浅海 忠議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（浅海 忠議員） 総員起立であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） 次に、議案第18号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(柴岡康夫水道局長登壇)

柴岡康夫水道局長 議案第18号 令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第2回)についてご説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正は、負担金、委託料、建設改良費の追加計上と建設改良費等の変更に伴う消費税及び地方消費税還付金の追加計上により、収入、支出、見込額の見直しを行うものでございます。

第1条は省略させていただきまして、第2条の業務予定量のうち、(4)、主要な建設改良事業について補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益でございますが、611万5,000円を増額するものでございまして、水道広域化推進負担金の増加分及び建設改良費等の追加計上に伴う消費税及び地方消費税還付金の増加分を補正するものでございます。

次に、収益的支出の第1款第1項営業費用でございますが、292万9,000円を増額するものでございまして、遠方監視システム整備業務委託料の増額分を補正するものでございます。

次に、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段、資本的支出でございますが、第1款第1項建設改良費3,507万円を増額するものでございまして、市道尾田蒔498号線外配水管布設替工事及び皆野町根古屋既設水管橋撤去工事2工区を実施するための工事請負費を増額補正するものでございます。

以上で議案第18号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(浅海 忠議員) 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番(黒澤秀之議員) 3番、黒澤です。2点ほどお伺いさせていただきます。

第2回説明書の2ページ、3ページですけれども、収益的支出、委託料の292万9,000円、遠方監視システムの整備業務委託料ということで、全員協議会の中では秩父市内におけるということで、この遠方監視システムだったのですけれども、具体的な場所とか内容についてお伺いさせていただきます。

2点目が説明書の4ページ、5ページ、今説明がありましたが、資本的支出の配水施設関連工事3,507万円、市道尾田蒔498号線外における、全員協議会の中では石綿管漏水による工事云々という話があって、今の説明は2工区という話がありましたけれども、具体的な内容を教えていただければ

ばと思います。

以上です。

議長（浅海 忠議員） 大滝・荒川事務所長。

（千島 武大滝・荒川事務所長登壇）

千島 武大滝・荒川事務所長 3番、黒澤議員のご質問の遠方監視システム構築委託料の具体的内容についてお答えをいたします。

今回の補正による遠方監視システムを追加整備するものでございますが、場所は小鹿野地区の大指ポンプ場及び皆野地区の国神第3送水ポンプ場を予定しております。整備の内容ですが、送水先の配水池の水位やポンプの運転停止状況などを監視するもので、施設に異常が発生したときに登録されている職員の携帯電話等に警報が発報され、早期に事故対応ができるようになるものでございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 工務課長。

（田巻政利工務課長登壇）

田巻政利工務課長 それでは、私からは黒澤議員ご質問の市道尾田蒔498号線外配水管布設替工事の内容についてお答えをいたします。

まず最初に、水道局長からも説明をいたしましたけれども、今回の建設改良費の補正につきましては、市道尾田蒔498号線の石綿管漏水による工事と、あともう一つ、根古屋水管橋の撤去工事2工区ということで、2件ありますので、私からはまず最初の市道尾田蒔のほうを説明させていただきます。

この工事の内容ですけれども、この1年間で漏水が多発した石綿管について、急遽配水用ポリエチレン管への布設替えを実施しようとするものでございます。場所は、秩父市蒔田地内、もう少し詳しく申し上げますと、県道秩父児玉線の和銅大橋入り口交差点の西側、ちょうど消防団の詰所の入り口がある道路があるのですけれども、その市道でございます。布設替えを行う石綿管の口径75ミリで、延長は290メートルでございます。工期は令和4年2月末までを予定してございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 皆野・長瀬事務所長。

（井上昌行皆野・長瀬事務所長登壇）

井上昌行皆野・長瀬事務所長 私のほうからは、皆野町根古屋既設水管橋撤去工事2工区の補正内容についてお答えいたします。

当初設計では、河川へ降りることができる管理用道路を利用し、水管橋を3分割に切断し、河川へ降ろす工法でございました。しかし、発注後、受注者が起工測量を行った際に、河川へ降りることができる管理用道路が風雨による浸食が激しく、路肩部分が欠け落ち、大型クレーンの走行が不

可能に近い状態になっていることが判明いたしました。このことから、管理用道路を復旧する方法も含め、別の施工方法を比較、検討いたしました結果、施工性、安全性、コスト面から判断し、隣接する民家の敷地をお借りし、大型重機を水管橋の橋台脇に設置し、撤去する工法に変更するために係る費用を増額補正するという内容でございます。

以上でございます。

議長（浅海 忠議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（浅海 忠議員） 総員起立であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

○委員会提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（浅海 忠議員） 次に、委員会から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。議案につきましても、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、委員会提出議案第1号を議題といたします。

提出者に説明を求めます。

黒澤克久議会改革調査研究特別委員会委員長。

（議会改革調査研究特別委員会委員長 黒澤克久議員登壇）

議会改革調査研究特別委員会委員長（黒澤克久議員） 議長よりご指名いただきましたので、ただいまお手元にある委員会提出議案第1号 秩父広域市町村圏組合議会傍聴規則の全部を改正する規則

について説明をさせていただきます。

提案理由としましては、昭和45年の組合発足時に制定されて以来改正がされておらず、現在使用されていない表現を時代に即した表現に調整するとともに、適正な議会運営のための所要の改正をするものでございます。

改正内容については、第3条及び第4条において、傍聴の手續並びに傍聴券の取扱いを明文化し、第7条ではこれまで傍聴席へ入ることができないとされていた児童及び乳幼児に係る規定を削除いたしました。

また、第8条では、携帯電話や電子計算機等の取扱いを新たに規定し、第11条では係員の指示に従う旨を規定するとともに、第13条では議長の委任に関する規定を定めたものでございます。

議員の皆様におかれましては、提出議案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

議長（浅海 忠議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（浅海 忠議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより委員会提出議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（浅海 忠議員） 総員起立であります。

よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（浅海 忠議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時42分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月19日

議 長 浅 海 忠

署名議員 高 橋 耕 也

署名議員 猪 野 武 雄

署名議員 上 林 富 夫